

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許課)

一

ページ

## 条 例

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四十一の項1口中「千九百円」の下に「(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあっては、八百円)」を加え、同項2口、3口、4イ及び5口中「千九百円」の下に「(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあっては、八百円)」を加え、同表四

十三の項中

「1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証二千五百円(道路交通法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に代える場合の種類の免許に係る事項を記載するに当たっては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することにより、千二百円を加えた額)」

を

「1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証、次に掲げる場合の区分に応じ、それ

それぞれに定める額  
イ 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあっては、千七百円(同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に代える場合の種類の免許に係る事項を記載することにより、千二百円を加えた額)  
ロ その他の者の場合二千五百円(同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に代える場合の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合の種類の免許に係る事項を記載することにより、千二百円を加えた額)  
を「二千二百五十円」に改め、同表五十二の項及び五十三の四の項中「第百四条の四第六項」の下に「(同法第五十二条において準用する場合を含む。)」を加え、同表五十二の項11口中「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を削る。

### 附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

に改め、同表四十四の項1中「三千五百円」